

練馬区告示第496号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、東京都市計画公園を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項および練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号）第8条第4項の規定により、つぎのとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年9月29日

練馬区長 吉 田 健 一

都市計画の種類および名称	都市計画を定める土地の位置および区域
東京都市計画公園 第8・2・41号 田柄一丁目農業公園	追加する部分 練馬区田柄一丁目地内

関係図書の縦覧場所 練馬区都市整備部都市計画課
（練馬区役所本庁舎 16 階）